第千八百四号

平成十九年

十一月一日

木 曜

中央市大字乙黒字下河原七一九番の一地先

新

7.9

五九・

0

\_ -0

旧

七・九~

五九・

0

<u>-</u>

日 から 中央市大字乙黒字下河原七一八番の一地先

#### 目 次

#### 告 示

道路の区域変更......

公 告 道路の供用開始......

七五五 七五五

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定......

公共測量の終了......

## 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正......

七五六

七五六 七五五

### 示

### 告

山梨県告示第三百八十九号

の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所 (峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十一月二十二日まで一般 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十九年十一月一日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 県道

路 線 名 韮崎南アルプス中央線

Ξ 道路の区域

 $\overline{X}$ 

間 の 別 新 (メートル) 敷地の幅員 (メートル) 延

## 山梨県告示第三百九十号

北支所において、この告示の日から平成十九年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡

平成十九年十一月一日 山梨県知事

横

内

正

明

県道	種道類路の
公園線北杜八ヶ岳	路線名
一八番の七地先まで北杜市高根町大字下黒澤字坂上二八八二番の一地先から北杜市高根町大字下黒澤字坂上北杜市高根町大字下黒澤字坂上	区間
四〇・〇	(メートル) 延 長
四〇・〇 平成十九年	期日開始の

#### 公 告

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に基づき、次の

平成十九年十一月一日

山梨県知事 横

内 正 明

社会福祉法人	名称
ヘーホープステーシ	事業所の名称
甲府市富竹一丁目	事業所の所在地
生活介護	サービス内容 主たる対象者
知的障害者	主たる対象者

第千八百四号 平成十九年十一月一日

Щ

梨

県

公

報

Щ

+	_
Ī	Ξ
4	1
ナ	_

ホープ会	ョン	一二番一一号		
ホー プ会	ョン ホープステーシ	一二番一一号甲府市富竹一丁目	B型 就労継続支援	知的障害者
山の都福祉会	ター 沼在宅支援センスカイコート勝	四〇五番地一甲州市勝沼町山一	能訓練) 自立訓練 (機	肢体不自由)
八ヶ岳名水会社会福祉法人	春 の 陽	一 下条一三六八番地 北杜市長坂町長坂	生活介護	精神障害者・
八ヶ岳名水会社会福祉法人	春 の 陽	一 下条一三六八番地 北杜市長坂町長坂	就労移行支援	精神障害者 知的障害者·
八ヶ岳名水会社会福祉法人	春の陽	一 下条一三六八番地 北杜市長坂町長坂	B型 就労継続支援	精神障害者· 知的障害者·

### 公共測量の終了

量を終了した旨の通知があった。 第二項の規定により、平成十九年十月十六日付けで国土交通大臣から次のとおり公共測 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成十九年十一月一日

山梨県知事 横 内 正

明

作業種類 公共測量 (街区基準点測量及び街区点測量)

作業期間 平成十七年七月一日から平成十九年三月三十一日まで

Ξ 作業地域 甲府市、富士吉田市、 大月市及び中央市

## 公安委員会

# 山梨県公安委員会告示第百一号

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成十九年十一月一日

### 山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美

枝

別表第一中

			7	を
	二 九 五	二 九 四		
	戸線との十字路交差点) ( 市道上木戸狐塚線と市道上木甲府市塩部三丁目五番二八号先	美酒折線との丁字路交差点)先(市道善光寺蓬沢線と市道琢甲府市善光寺一丁目二七番一号		
	朝日小学校西	砂田橋北		
	朝日小学校西   年示第一〇一号	告示第七一号平成一九年八月六日		
_				

ľ

Ē			
			<u>-</u> 八
	養所前通り線との交差点)	県道右左口玉穂甲府線と市道療	甲府市住吉二丁目一番一号先(
			伊勢交番前
	第四号	告示	平七・一・三〇

っを

			<u> </u>
	養所前通り線との交差点)	県道甲府中央右左口線と市道療	甲府市住吉二丁目一番一号先 (
		告示第一〇一号	伊勢郵便局南 平成一九年一一月一日
_			

		っを 「			, に		九 八	 っを		九 八	. اذ	三	 っを ]	三	- に
	との交差点)	番地先(県道甲斐芦安線と市道南アルプス市野牛島二、四四〇		番地先 ( 県道竜王芦安線と市道南アルプス市野牛島二、四四〇		市道との交差点)地の一一先(県道甲斐芦安線と	南アルプス市六科一、五八七番			番地の一一先(県道竜王芦安線中巨摩郡八田村六科一、五八七		削除		路交差点) お交差点) 中巨摩郡竜王町名取三三一番地	
		八日小学校西		前 スーパー手塚			六科下			かすみ寿司前				名取西	
		告示第一〇一号		告示第八八号		告示第一〇一号	平成一九年一一月一日		第二〇号			告示第一〇一号平成一九年一一月一日		告示の第二七号	
						っを			ΙĆ				゛		ر ا لأ
=	2		0	0	00			0			七四四	七三		七三	
	直奇万泰キ丁句キニ、 ヘニスト	)、人保絵見堂線との五差路交差点、久保絵見堂線との五差路交差点	早9日 牙眶奇泉 (里) 最上 (1) 四番地先 (	字路交差点) 五二号と県道甲斐中央線との十 甲斐市名取三二四番地先 ( 国道	(県道韮崎南アルプス中央線)韮崎市清哲町折居八一五番地先		(県道韮崎南アルプス中央線)	韮崎市清哲町折居八一五番地先		原線との十字路交差点)	南アルプス市落合三〇番地先(	市道との十字路交差点) 一先(県道南アルプス甲斐線と 南アルプス市下高砂九五一番地		市道との十字路交差点) 一先(県道南アルプス甲斐線と 南アルプス市下高砂九五一番地	
重崛  北  東  小  宇	主奇 七 見 小 学	センター	双葉保健福祉	真 福 寺 南	折居			折居		入口	あしはら団地	ター 前		ター 前	
一平の一ナター一月一日	直奇匕刺(学) 平戈一 1年一一月一日	告		告示第一〇一号平成一九年一一月一日	告示第七一号平成一九年八月六日		告示第七一号	平成一九年八月六日			· 平成一九年一一月一日	告示第六〇号		告示第六〇号	

			- に						 っを		٠ ار <sub>ا</sub>	-	 っを	
山梨県		Ξ			六二		六二	六〇		六〇		四九		
公 報 第千八百四号	(国道二〇号)	大月市大月町花咲一四七番地先		の十字路交差点) 二五六号線と村道 五号線と	八番地先(国道一三九号と村道南都留郡鳴沢村大田和三、六一	一号線との変則四差路交差点)と市道大明見下吉田線と市道丸	地の三七先(県道新田下吉田線富士吉田市小明見二、九四九番	阿原出口線との十字路交差点)番地三先 (村道山中道線と村道南都留郡忍野村忍草一、〇六六		阿原出口線との十字路交差点)番地三先(村道山中道線と村道南都留郡忍野村忍草一、〇六六	٠	の交差点) 地先 ( 市道昭和通り線と市道と地先 ( 市道昭和通り線と市道と富士吉田市上吉田三、六三四番		商業高校通り線との交差点)地先 ( 市道昭和通りと市道吉田
平成十九年十一月一日		花咲下宿			大田和西	j	所 明 見 第二 駐 在	出口池入口		出口池入口		校入口が丘高		入口
日	告示第七一号	平成一九年八月六日			告示第一〇一号平成一九年一一月一日	(	告示第一〇一号 平成一九年一一月一日	告示第七一号平成一九年八月六日		告示第七一号平成一九年八月六日		告示第一〇一号平成一九年一一月一日		
	ı. <del>.</del>			っを			- از		 っを		- ار			っを
	に改める。		Ξ			Ξ	<u>,</u>	五		五	] ',	=	=	
		下石原線との交差点)	五先 (国道二〇号と市道新田倉上野原市上野原二、六五一番地		交差点) 交差点)	五一番地の五先(国道二〇号と北都留郡上野原町上野原二、六		線との交差点) 一先 ( 国道二〇号と市道本町巌上野原市上野原二、九九四番地		町道本町巌線との交差点) 九四 一番地 (国道二〇号線と 北都留郡上野原町上野原二、九		道との丁字路交差点) (国道二〇号大月バイパスと市(国道二〇号大月バイパスと市大月市大月一丁目二一番一号先	(国道二〇号) (国道二〇号)	
			新田倉入口			新田倉		新田倉		上野原自工前		大月駅入口	花咲下宿	
七五九			告示第一〇一号平成一九年一一月一日		第一〇号	告 告 平 一 一 ・ 二 ・ 一 五		告示第一〇一号平成一九年一一月一日		告示第二八号		告示第一〇一号平成一九年一一月一日	告示第七一号平成一九年八月六日	

山梨県公報	
第千八百四号	
平成十九年十一月一日	

			۱Ć		っを		- از			 *		- از		٦
	=	Ę	. <	四		四	.~	=	=		=	.~		Ę
	- -	- 七 -		八 九 六		八 九 六			<u> </u>		八 一 一			四 五 六
	線斐!中	県道甲		削除		市道		田田り線下す	見	田線	新県田吉道			削除
	温泉西側丁字路交差点)	甲斐市名取三二四番地先(名取				側交差点) 側交差点) 開交差点) 明見第二駐在所南富士吉田市小明見二、九四九番			富士吉田市小明見三、〇〇〇番	)	地先 ( 明見第二駐在所前交差点富士吉田市小明見二、三八八番			
	]	<b>取</b>									点番			
	府 į	南		吉富田士		吉富田士			富士		吉富田士			 韮 崎
	告示日	甲 平 成												
	告示第六四号	平成一八年七月		告示第一〇一号 平成一九年一一		告示第三四号		告示第一〇一号 	平成一九年		第四四号・九		告示第一〇一号	平成一九年——
_	•			-				<del>-</del>					<del>-</del>	
		別表	に改める。	五	Ŧ.	i i	Ę	五	「を		五 15	-	五	ァを
	一、 〇 九	別表第十六中	ි බ්	三 三 八	=======================================		- 三 六	五			_ 三 五		- t -	
	村	'		〇 国号 道二	市道	ī ī	市	市 道			市道		二国号道五	
	の二先(渡辺誠一方畑西側)  南都留郡鳴沢村三、六二二番地			先(丁字路交差点) 上野原市上野原二、五五一番地	字路交差点)字路交差点)	(丁字路交差点)	甲府市小頼町一、 〇七九番也先	上野原市八ツ沢五五五番地先			上野原市八ツ沢五五五番地先		路交差点) 甲斐市名取三二四番地先 (十字	
				=	_		_	_			_		=	
	士吉			原 上 野	府南甲		南 甲	原 上野			上 野		韮 崎	
	八 平 元・三・二			告示第一〇一号平成一九年一一	告示第一〇一号	告示第一〇一号	平成一九年一一	六日 八年八月		告示第七一号	平成一九年八月	学 万第一〇一号	   月一日   一九年一一	

ľ ĺĆ を を を Щ ţ t ţ ţ \_ \_ \_ 梨 〇七五 〇七五 〇 九 七三 七三三 七三四 七三三 県 兀 公 報 削除 削除 削除 削除 町 町 町 第千八百四号 道 道 道 する車両) の一先 (中原広富方東側、 東八代郡石和町井戸一四〇番地 東八代郡石和町井戸一四〇番地 先 (藤巻竜男方西側) 北巨摩郡双葉町竜地六六〇番地 南進する車両) の一先 (中原広富方前交差点、 平成十九年十一月一日 北進 韮崎 笛吹 笛吹 石 石 韮 田 富士吉 和 和 崎 月日 平成 月日 平元・二・九 三号 平元・二・九 月日 平成一九年一一 三号 \_ \_ 号 四九・五・二三 告示第一〇一 告示第一〇 平成一九年一一 告示第一〇一 平成一九年一一 九年一一 号 号 号 ヮを ĺĆ ĺĆ を 九 九 Ó Q Ó Ó 八九九 八九九 四三 四三 兀 四 四四 兀 削除 市道 削除 市道 削除 市 道 交差点・北進車両) 地の三先 (明見第二駐在所南側 甲府市塩部一丁目二番先 富士吉田市小明見三、〇〇〇番 富士吉田市小明見三、〇〇〇番 地の四先 ( 明見第二駐在所南側 西角・西進車両) 交差点・西進車両) (県立甲府工業高校グランド北 田富士吉 甲府 田 月一日 月一日 田 八日 四年七月 甲 府 八日四年七月 告示第一〇一号 月日 月日 告示 月日 平二・四 第一七号 告示第一〇一号 告示第一〇一号 告示第三四号 告示第三四号 告示第一〇一号 平成一九年一一 七六二 · 六

山		っを 			を「		، لأ		っを 「		_ از
梨県公	一、一七三		-、    -    =	-、 〇六 二		-、 〇六 -		O、 九 六		〇 九 六	
報第二	 削 除		 市 道 荊	—————————————————————————————————————	_	線 斐 県中 道央甲		削除	-	市道	
第千八百四号 平成十九年十一月一日			南アルプス市落合三〇番地先(			温泉西側交差点・南進車両)甲斐市名取三二四番地先(名取				・西進車両) 先(市道(廃軌道)との交差点南アルプス市荊沢四三二番地四	
日	プ ネ ス ル	プラス	南アル	韮崎		南 甲 府		プ 南 ス ア ル	-	プ 南 ス ア ル	
	月一日 九年一一			- - - - - - - - - - - - - -		告示第六四号	告示第一〇一号			告示第三七号二八日	
							,	っを			
	,     0	一、二〇九	二 二 二 八		一、二0七	\	一、二〇五			一 一	
	連西開	道路(超別)	道路(側道東	道路連		市道	 市 道			 市 道	
	字路交差点・南進車両)   山梨市上岩下 二七番地先 (丁	丁字路交差点・北進車両)	丁字路交差点・南進車両)	丁字路交差点・北進車両)		両) 地一先 (十字路交差点・北進車甲府市中小河原町一、五八三番	(十字路交差点・西進車両)大月市富浜町宮谷五五八番地先		(十字路交差点・西進車両)	大月市富浜町宮谷五五八番地先	
七六三	日下部 平成一九年一	日下部平成一九年一一	日下部 平成一九年一一号	告示第一〇一号	日下部 平成一九年一	南甲府 平成一九年一一 村一日	大月 平成一九年八月		告示第七一号	大月 平成一九年八月	告示第一〇一号

県
公
報
第千八百四号
平成十九年十一
月
日

道) 路(側 路交差点・西進車両) 路(側 山梨市山根八〇番地一先(十字 日一)、二一六 西関東 山梨市山根八〇番地一先(十字 日	道) 路(側 路(側 道) 道) 一、二一五 西関東 山梨市上岩下一八七番地二先(	道)	道) 路(側 字路交差点・東進車両) 連絡道 字路交差点・東進車両) 一、二二三 西関東 山梨市上岩下一二四番地先	道) 路(側 字路交差点・西進車両連絡道 字路交差点・西進車両 山梨市落合二三七番地	道)	道) 路(側	山 梨 県 公 報 第千八百匹号
道) 路(側 路交差点・西進車両) 連絡道 路交差点・西進車両) は梨市山根八〇番地一先(十字	道) 路(側 路(側 道) 道) 道) 道 が 道 路道 十字路交差点・東進車両) に は は は は は は り り り り り り り り り り り り り	道) 路(側 学路交差点・西進車両) 西関東 山梨市落合二三七番地一	道路(側) 四関東	道路(側) 四関東	道路(側)	道) 路(側	県公報
道)	道) 路(側 路(側 西関東 山梨市上岩下一八七番地二先	道) 路(側 学路交差点・西進車両) 西関東 山梨市落合二三七番地一	道路連西(側道東			道 路 (側	報
道)	道) 路(側 路(側 西関東 山梨市上岩下一八七番地二先	道) 路(側 学路交差点・西進車両) 西関東 山梨市落合二三七番地一	道路連西(側道東			道)	
路交差点・西進車両)	十字路交差点・東進車両)	字路交差点・西進車両)山梨市落合二三七番地一				側	第千八百四号
) 先 (十字	・東進車両)	西進車両)	字路交差点・東進	字路交差点・西山梨市落合二三	十字路交差点		八百四号
) 先 (十字	・東進車両)	西進車両)	交差点・東進	交差点・西	路交差点		片号
) 先 (十字	・東進車両)	西進車両)	点・東進	点合・西三	差岩点下		1
) 先 (十字			東一進二	西三			177
) 先 (十字				進士	東三		平成十九年十一月一日
( 十 字			里 四 両 番	里 番 両 地	進 二   車 番		九年
		先	先	先	$\overline{}$		+
日		+	$\widehat{+}$	+	先		月
王		<b></b>	見		日上		日
元 元 第 日 一		示	示一成   第日一	示一成   第日一	宗 一 成   第 日 一	宗第	
一 九 年	九〇年	一 力.	九〇年	一 九	九	0	
	号 一					号	
					1		
=	=	=	=	=	=		
	_	_		九	八		
道 路 連 西 ( 側 道 東	道 路 連 西 ) ( 絡 関 側 道 東	道 路 連 西 ) ( 絡 関 側 道 東	道路連西(絡開)側道東	道路連西(絡開)側道東	道路連西(絡関)側道東	道路(側	
交 山	字山路梨	丁 山 字 梨	字山路梨	( 山 丁 梨	字山路梨		
点 市・万	交 市 差 万	路 市 交 万	交 市 差 落	字市路万	交 市 差 落		
南力進二	点 力 · 二	差力点三	点 合・一	交 力 差 三	点 合・一		
車九両二	北九進三		南四進六	点・六	西八進六		
番地	車番 両地	進 五 車 〇	車番 両地	北六進九	車番 両地		
Ĵ	) 二 先	両 番 ) 地	先	車番 両地	ン _   先		
字 路	$\widehat{T}$	先	Ĵ	先	<del>+</del>		
野人日	日下郊	日下郊	日下端	日下並	日下端		
							<del>+</del>
示 一 成 第 日 一	示 一 成 第 日 一	示 一 成 第 日 一	示 一 成 第 日 一	示 一 成 第 日 一	示 一 成 第 日 一	示第	七六四
<ul><li>一 九</li><li>〇 年</li></ul>	ー 九 〇 年	一 〇 年	ー 九 〇 年	一 九   〇 年	一 九 〇 年	0	
 号 -	 号 -	 号 -	 号 -	 号 -	 号 -	_ 号	
	=======================================	告示第一〇一号       一一、二二三 西関東 山梨市万力二九二番地(丁字路 日下部 中成一九年一一 連絡道 交差点・北進車両)         日一第 中成一九年一	古田   1	1	中央	1	古の

山梨県公報	に改める。	
第千八百四号		路交差点・
平成十九年十一月一日		路交差点・西進車両)
日		告示第
	L	告示第一〇一号
七六五		

発行者	山梨
山梨	県公報
県 甲府	第千八百四号
市丸の内一	
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十九年十一月一日
号	月日
印刷所	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	t
	七六六